

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施並びに金融保証による
借入金に係る経営事項審査の事務取扱について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月26日付けで「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、「建設産業の担い手を確保するとともに、発注の平準化等の施工確保対策を講じる」とされたところです。

今般、国の平成26年度補正予算が2月3日に成立したことから、国土交通省では、予算の早期執行に万全を期することとしています。

しかしながら、いわゆるゼロ国債やゼロ県債・ゼロ市債などの工事は、年度内に契約しても前払金が支払われないため、受注した建設企業が当該工事の早期着工に要する資金調達に使用を来す恐れがあります。

こうした状況に鑑み、同省では、前払金の範囲内で保証事業会社が金融保証を行うことにより、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すための金融保証を行うこととなった旨、土地・建設産業局長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。。

また、この金融保証による借入金について、負債合計額から控除することが出来る経営事項審査の事務取扱についても通知がまいっておりますので併せてお知らせ申し上げます。

追って、本金融保証の内容、活用方法等については、別添「ゼロ債金融保証のご案内」を参照下さるよう申し添えます。